

「(仮称) 山形県中小企業振興条例」骨子案に対する意見募集結果について

1 募集期間 平成24年10月5日(金)～平成24年11月5日(月)

2 ご意見等の件数 7件

3 結果の概要等

番号	項目	御意見等の内容	県議会の考え方
1	条例全般	<p>大企業は大きな力を持ち、地方自治体から様々な形で支援も受けている。その大きな存在にふさわしく、地域社会を構成する一員として社会的責任を自覚し、地域社会の発展に貢献することが求められる。全国各地の先行条例でも「大企業者は、基本理念の通り、地域づくりに取り組むことにより、地域の活性化に資するよう努めるとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。」という規定が見られるので、本県の条例にも規定すべき。</p>	<p>大企業の役割等については、条例で一方的に規定するのではなく、基本理念に則り中小企業の振興への理解及び協力により実現を図ることが重要と考えたところであり、条例の制定に併せて作成する「条例逐条解説」の中で記述します。県議会としましては、県の施策の策定・推進に当たり地域づくりや地域の活性化、中小企業振興施策の実施に対する大企業者の理解・協力に向けた取り組みが進められるよう努めてまいります。</p>
2	条例制定の考え方	<p>「本県が誇る豊富な地域資源や各地域で育まれた伝統的技術と新たな技術との融合を図りながら」の部分の部分がわかりにくいので、「地域資源を活かした農工商連携による新たな製品開発や6次産業の育成を通じ、地域循環型経済の振興を図っていくことが本県経済の発展のためには必要です。」とし、その担い手としての小企業を育成・支援するためにこの条例を制定することを明確にすべき。</p>	<p>「本県が誇る豊富な地域資源や各地域で育まれた伝統的技術と新たな技術との融合を図りながら」については、基本理念の「(2) 中小企業の振興は、多様な人材、優れた技術、豊かな自然その他の地域資源の活用を図ることにより推進されなければならないこと。」にあるように、人材、技術、自然その他の地域資源を活用し、効果的かつ持続的な中小企業の振興を図るとともに、人、物、情報の交流を活発化し地域内の経済循環及び発展を図ることを意図したものです。こうした意図が明確になるよう表現を見直すとともに、条例の制定に併せて作成する「条</p>

			例逐条解説」の中で、ご指摘のあった「農商工連携」等について記述します。
3	定 義	<p>本条例では中小企業者の定義について、「中小企業者」は国の中小企業基本法の定義に従うとされているが、県内の中小企業の存在形態・実態に沿うならば、より小規模な企業者を重点にした振興条例にする必要がある。政府の中小企業憲章では「中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態をとり、地域社会の安定をもたらす。」と家族経営への言及もされている。また、国の小さな企業未来会議でも「これまでの中小企業政策を真摯に見直し、小規模企業に焦点をあてた体系への再構築」の必要性が指摘されている。産業の空洞化が進む2000年以降において、地域の雇用や社会を支え活力を発揮してきたのは、5人以下の小企業者・家族経営であった。以上から、「中小企業者」とするだけでなく、「中小企業及び小規模企業者」にし、5人以下の小規模企業にも焦点をあてたものとするを明らかにする必要がある。</p>	<p>小規模企業については、「条例制定の考え方」に小規模企業の多い本県においては、地域社会に安定と活力をもたらし、地域の経済と雇用さらには地域づくりを支えてきたことを明記するとともに、「基本理念」に中小企業の振興は、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。）に配慮して行われなければならないことを規定しています。</p>
4	県 の 責 務	<p>「中小企業の振興に関する総合的かつ戦略的な施策」を策定する上で、「意見を十分聴く」としているが、もう一步踏み込む必要がある。グローバル化が進む中で地方の振興は重要でありかつ難しい課題であり、戦略と施策のとりまとめには県内の英知を結集することが求められる。「聴く」だけでは、どうい</p>	<p>意見聴取の方法等については、その時点における中小企業を取り巻く社会的経済的環境や施策ごとに異なるため規定しないこととしておりますが、県議会としましては県の中小企業振興施策の策定に当たり、中小企業者及び中小企業団体からの意見聴取の機会が確保され、中小企業者及び中小企業団体からの意見が県の中小企業振興</p>

		うかたちで聴かれるのか、聴かれたことが振興策に反映されるのか、保証がない。そこで、「審議会もしくは協議会、円卓会議」等の設置について明記すべきではないか。	施策に反映されるよう努めてまいります。
5	県 の 責 務	「(3) 大学等と連携して効果的に実施するとともに」は、「大学その他の研究機関等と連携して効果的に実施するとともに」とすべきではないか。	県における中小企業振興施策の大学等との連携による実施については、教育機関と研究機関を主たる連携対象と想定しつつ、その時点における中小企業を取り巻く社会的経済的環境や施策ごとに効果的な施策の実施に向けて連携対象を判断する必要があるため、「大学等」としております。
6	県 の 責 務	「県は中小企業の振興施策の策定及び実施状況の効果検証するにあたり、中小企業者及び中小企業団体の意見を聞くために、審議会等を設置するものとする。」という規定を設けてはどうか。	意見聴取の方法等については、その時点における中小企業を取り巻く社会的経済的環境や施策ごとに異なるため規定しないこととしておりますが、県議会としましては県の中小企業振興施策の策定に当たり、中小企業者及び中小企業団体からの意見聴取の機会が確保され、中小企業者及び中小企業団体からの意見が県の中小企業振興施策に反映されるよう努めてまいります。
7	基 本 方 針	「(3) 中小企業の国際的視点に立った事業展開の促進を図ること」については、【趣旨】によると「中小企業の海外進出」への支援も含まれているが、いま、わが県でも大企業の海外移転やリストラで雇用の場が失われ、関連する中小企業が取引先を失い路頭に迷っている。こうした中で、中小企業の海外進出を支援すれば、県内はますます空洞化することになる。条例の目的は「本県の経済の持続的な発展」であり、「雇用の場の創出及び県民生活の安定向上である。」	中小企業の国際的視点に立った事業展開については、人口減少等による国内での需要縮小が進む中で成長著しい海外市場での販路開拓に活路を見出そうとしている中小企業もあるなど、中小企業の振興を図る上で必要と考えます。【趣旨】の「海外進出」については、産業の空洞化につながる生産拠点の海外移転ではなく、海外での販路開拓や海外からの観光誘客等を想定したものであり、条例の制定に併せて作成する「条例逐条解説」の作成に当たっては、趣旨の明確化を図ります。

		よって、「海外進出支援」は条例の目的にそぐわない のではないか。	
--	--	-------------------------------------	--